

## 今月の納税

固定資産税……………第3期  
国民健康保険税  
介護保険料……………第4期  
後期高齢者医療保険料

納期限10月31日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。



おすすめ  
吉岡

### 町の木 イチヨウ

天を仰ぐように育つイチヨウは、私たちの気持ちを清らかにしてくれるときも、町の発展を表します。これから鮮やかに色づいてくる様子を私たちと重ね合わせてみてはいかががでしょうか。

このコーナーでは町のおすすめ場所や楽しみ方を紹介します。

探そう！地域の魅力

## 吉岡町「まち自慢」フォトコンテスト



吉岡町ならではの自然や名所、各種イベントなどを写した作品を募集しています。

この機会に、ご家族や友人ととっておきの一枚を探してみてはいかがでしょうか。

### ▼応募期間

平成29年1月31日(火)必着

### ▼応募資格

町内在住のアマチュアの人。

### ▼作品の要件

●平成26年1月以降に応募者本人が町内で撮影した未発表の自作品(1人2点まで)。

●カラープリントの六つ切りまたはA4サイズ。

### ▼応募方法

●規定の応募票を作品裏面に貼付し、郵送または総務政策課へ持参してください。

●応募票および実施要領は町ホームページからダウンロードまたは総務政策課窓口にて配布しています。

※実施要領をご確認のうえ、応募してください。

### ▼問合せ先

総務政策課 政策室  
☎26・2241(直通)

10月1日(土)から

## 「赤い羽根共同募金」運動

この運動は、住民相互の助け合いを基調とし、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指す多様な活動を、財源面から支援していただく運動です。

町で集められた募金の50%は群馬県全体の福祉向上に、50%は町の福祉に活用されます。

募金は、自治会長を通じ、地域の役員の皆さまにご協力いただき集金します。

募金は個人の意思を尊重する自発的なものです。赤い羽根共同募金の趣旨に賛同される人は、募金のご協力をよろしく願います。

### ▼問合せ先

群馬県共同募金会吉岡町支会  
(町社会福祉協議会)  
☎54・3930

## リバートピア吉岡 無料特別招待券

町では、町民の皆さまの健康増進並びに地域の振興および交流を図るため、よしおか温泉「リバートピア吉岡」の町民特別無料招待券を進呈します。

町民特別無料招待券は、この広報紙に挟み込んで配られています。

有効期限 平成29年2月28日(火)

### ▼問合せ先

財務課 財政室  
☎26・2236(直通)



## 犬の登録と狂犬病予防注射

巡回して予防注射を行います



狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。

また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要です。

町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。都合のよい会場へお越しください。なお、登録済みで注射を済ませてない人には注射通知書が送付されますのでご持参ください。

## 「はかり」の定期検査

2年に1度の検査をお忘れなく

計量法で、取引または証明に使用している「はかり」は、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

### ▼日時

10月14日(金)午前10時～午後3時  
10月17日(日)午前10時～正午

▼場所 役場北駐車場 車庫

▼検査対象となる「はかり」

① 商店・工場などで取引に使用するはかり  
② 学校・幼稚園・保育園・病院

などで健康診断に使用する体重計

③ 病院・薬局・診療所などで調剤に使用するはかり

④ 観光農園 農産物直売所などで販売に使用するはかり

⑤ その他取引・証明に使用するはかり

### ▼問合せ先

産業建設課 産業振興室  
☎ 26・2280 (直通)

## 注射のみ 3,400円

注射 2,850円、  
注射済票手数料 550円

## 新規 6,400円

登録手数料 3,000円

注射代金



実施日 11月5日(土) ご都合のよい会場へお越しください。

実施会場	時間
小倉集会所	9:00 ~ 9:20
役場北駐車場	9:30 ~ 10:10
木戸集落センター	10:20 ~ 10:35
大久保集落センター	10:50 ~ 11:05
駒寄住民センター	11:15 ~ 11:30
漆原文化センター	11:40 ~ 11:55

## 秋の環境美化習慣

## ごみ収集場所マナーアップ週間

県では、9月・10月の期間を「秋の環境美化月間」とし、環境美化活動を実施しています。

町でも、県の活動と合わせ、環境美化推進協議会と各自治会の協力を得て、10月17日(日)～21日(金)の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ収集場所に腕章を付けた役員が現地指

導をしますので、ご協力をお願いいたします。

町指定ごみ袋で出していない物については、注意シールを貼ります。必ず指定袋をご使用ください。

### ▼問合せ先

町民生活課 生活環境室  
☎ 26・2243 (直通)

開催します

## 野菜を好きになる料理教室

野菜を使って親子で料理を作ります。参加を希望する人は、電話でお申込みください。（※対象の人に通知を送付します）



## 対象疾病が拡大しました 難病患者見舞金

平成27年7月1日から、難病医療費助成制度の対象疾患が拡大しました。

群馬県の特定疾患医療給付または小児慢性特定疾患医療給付を受けている人は、吉岡町難病患者見舞金の対象にもなります。受給を希望する人は、申請してください。

▼内容 月額 2,000円  
（※申請月から年度末までの合計額を3月に支給します。）

11月4日(金)までに申請を

## 障害者特別年金

町では、障害者特別年金を支給しています。受給を希望する人は、期限までに申請をしてください。

また、すでに障害者特別年金を受給している人は、左記条件に該当しない場合、その年度は年金が支給されません。

▼対象者 左記①～⑤にすべて該当する人

① ア～ウのいずれかの手帳を所持している

ア．身体障害者手帳 3級

イ．療育手帳 B1またはB2

ウ．精神障害者保健福祉手帳 3級

② ①の手帳の交付を受けてから、平成28年4月1日時点で1年以上吉岡町に居住している

③ 左記のいずれも受給していない

・ 恩給方および戦傷病者戦没者遺族等援護法による増加恩給、傷病年金、障害年金

・ 国民年金法による障害基礎年金

・ 吉岡町から支給される敬老年金

・ 特別児童扶養手当

④ 市町村民税非課税世帯である

⑤ 生活保護受給世帯でない

▼内容 年額…1万円

11月末から12月下旬にかけて支給します。

▼申請に必要なもの  
・ ア～ウの手帳  
・ 認印（スタンプ式不可）  
・ 年金振込口座の通帳（本人か保護者のもの）

※申請書は保健センターにあります。

▼申請期限  
11月4日(金)まで

▼申請・問合せ先  
保健センター

☎ 54・7744（直通）

